

別記様式第5 (第6条関係)

(表面)

		第	号
原子力災害対策特別措置法第32条第2項の規定による身分証明書			
写真	(押出スタンプ割印)	職名及び氏名	
			年 月 日生
			年 月 日交付
		発 行 者	印

(裏面)

原子力災害対策特別措置法 (抄)

第32条 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 B8 とする。

2 発行者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長とする。